



# 八尾市青少年健全育成重点目標

(令和8年度)

令和8年3月

八尾市青少年問題協議会

## はじめに

次世代を担う青少年が、地域社会に生まれ、安心・安全な環境のもと、心身ともに健康でたくましく成長していくことは、八尾市民すべての願いです。

今日の青少年を取り巻く環境をみると、自殺やいじめなどの生命・安全の危機、少子高齢化や核家族化の進行等による地域コミュニティの希薄化や家庭教育力の低下、児童虐待やひきこもり等の家庭をめぐる問題など、さまざまな問題が深刻化しており、青少年が心豊かに成長するための良好な環境が失われつつあります。

また、スマートフォン等の急速な普及に伴い、青少年がインターネットで有害な情報や危険な情報に容易に接することが可能になり、青少年を非行や犯罪に誘う要因となっており、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）により、「闇バイト」を利用した凶悪犯罪や特殊詐欺に関与するなど重大な事件が発生し、社会問題となっています。

このような状況のなか、青少年が、家庭、学校、地域などのあらゆる生活の場において、さまざまな人間関係や活動を通して豊かな人間性を育み、健全に育成されるよう、青少年健全育成八尾市民会議をはじめ、家庭、学校、地域及び関係機関が連携を強化し、時代の変化に対応した取り組みを進めていく必要があります。

八尾市青少年問題協議会では、4つの重点目標を定め、青少年健全育成のための取り組みを推進していきます。

### 八尾市青少年健全育成重点目標（令和8年度）

- 1 安全で安心できるこどもの居場所づくり
- 2 健全な地域環境づくりと非行防止活動の推進
- 3 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実
- 4 青少年の社会活動への参加促進

# 1 安全で安心できるこどもの居場所づくり

青少年の健全育成を進めるうえで、安全で安心できる居場所づくりは大切です。家庭や学校以外に、ありのままの自分で過ごせる居場所があることで、孤立や不安を軽減し、心の安定につながります。また、人権意識を醸成することで、こども自身が「自分も他者に大切にされる存在である」と実感でき、こどもが安心して過ごせる基盤が形成されます。

地域の大人や異なる年齢の人たちと関わる経験は、社会性や自己肯定感を育む機会となることから、地域全体で居場所づくりを推進していく必要があります。

## 重点項目

- (1)こどもが活躍できる機会づくり
- (2)こどもが安心して過ごせる居場所づくり
- (3)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり
- (4)子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり
- (5)人権意識の醸成
- (6)青少年健全育成の推進
- (7)いじめの防止、早期発見・早期対応
- (8)不登校の子どもへの支援
- (9)困難を有する若者とその家族への支援
- (10)将来に向かう力を育む支援

## 具体的な施策と方向性

### (1)こどもが活躍できる機会づくり

- 豊かな創造力・想像力や、思考力、コミュニケーション能力などを養うため、社会教育施設等において、文化やスポーツ、体験活動などの講座や各種教室を開催し、さまざまな遊びや体験ができる機会をつくります。
- 将来に夢や希望を持ち、チャレンジする気持ちを育むため、主体的に取り組むことができる機会を確保します。

### (2)こどもが安心して過ごせる居場所づくり

- こどもが社会とつながり、主体的に活動できる場として、さまざまな大人や同年代の仲間と関われるような居場所づくりにも取り組みます。

### (3)こどもが安心して過ごし学ぶことのできる仕組みづくり

- 地域とともにある学校づくりを推進するため、地域の状況を踏まえながら、本市の実情にあった学校・家庭・地域の連携・協働による学校づくりを進めます。

#### (4)子どもが放課後を安全・安心に過ごせる場づくり

- 地域のボランティアの方々の参画・協力を得て、放課後や週末等における子どもの体験・交流活動等の活性化を図ることにより、地域社会全体で子どもの豊かな成長を育む教育コミュニティづくりを推進します。
- 適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図るため、放課後児童室事業を実施するとともに、児童が自主的に活動できる安全な居場所を提供するスクールキッズ・スクエア事業に取り組みます。

#### (5)人権意識の醸成

- 青少年が行うさまざまな活動のなかで、一人ひとりの人権を大切にすることを高めることができるよう、行政、地域、学校が連携して取り組みます。

#### (6)青少年健全育成の推進

- 青少年健全育成八尾市民会議を中心として、地域における青少年の健全育成や非行防止に対する住民の意識の向上に取り組みます。
- 八尾市における青少年健全育成のあり方に基づき、関係機関と連携、協力しながら、青少年健全育成事業の取り組みを進めます。
- 青少年児童活動の健全な発展向上を図るとともに、青少年児童の誰もが利用でき、学び、遊び、体験できる居場所づくりを進めます。

#### (7)いじめの防止、早期発見・早期対応

- いじめ問題に関して、法律に基づいた適切な対応が図られるよう、早期の段階から関係機関や専門家等と連携した相談支援体制の充実を進めます。

#### (8)不登校の子どもへの支援

- 子どもが安心して過ごせるよう学校内外の居場所づくりを進めるとともに、不登校児童生徒に対する早期発見・早期対応に努め、不登校児童生徒が社会的自立に向かうことをめざします。

#### (9)困難を有する若者とその家族への支援

- さまざまな事情を抱えた若者やその家族に対し、関係機関と連携のうえ、それぞれに必要な専門的支援を行います。

#### (10)将来に向かう力を育む支援

- 自己有用感を高めるため若者が現状から一步を踏み出したり、自信や自立につながる場や機会をつくり、若者の主体的な取り組みや主体性を育む取り組みを支援し、チャレンジできる環境をつくります。

## 2 健全な地域環境づくりと非行防止活動の推進

青少年を取り巻く環境が複雑化するなか、家庭や学校、地域、事業者等が連携し、安心して生活できる環境を整えることが求められています。

また、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の普及や夜間の繁華街など、非行等の問題行動につながりやすい要因への適切な対応や見守りを強化する必要があります。

<b>重点項目</b>	<ul style="list-style-type: none"><li>(1)地域の健全な環境の整備</li><li>(2)子どもを犯罪から守るまちづくりの推進</li><li>(3)こどもの安全の確保</li><li>(4)こどもの自殺対策</li><li>(5)非行等問題行動の防止</li><li>(6)薬物乱用防止の推進</li></ul>
-------------	--

### 具体的な施策と方向性

#### (1)地域の健全な環境の整備

- 「わがまち推進計画」に基づき、校区まちづくり協議会が行うこどもの見守りや子育て支援等、青少年の健全育成を推進するさまざまな取り組みへの支援を行います。
- 地区住民懇談会の実施により、地域、家庭、学校の連携を図り、青少年の健全育成を推進します。
- 子ども会と青少年指導員が連携し、地域全体で子どもを育てる意識の醸成を図ります。

#### (2)子どもを犯罪から守るまちづくりの推進

- 青少年の非行防止のため、青少年指導員による街頭指導、環境浄化活動等を支援します。
- 子どもたちが安心して暮らせる環境を確保するため、青少年健全育成八尾市民会議と連携し、「子ども110番の家」、「青少年を守る店」等の取り組みを推進します。

#### (3)こどもの安全の確保

- 地域全体で子どもを見守り、犯罪等の被害に遭わないように、地域と行政が連携を図り、道路等における防犯灯や防犯カメラの整備、防犯・防災に対する啓発活動を行います。

#### **(4)こどもの自殺対策**

- こどもが自らの命を守っていけるよう、自他の命の大切さについて、啓発します。  
また、学校や人間関係等の悩みを抱えるこどもやその家族への相談支援を実施します。

#### **(5)非行等問題行動の防止**

- 青少年の非行防止のため、7月を「社会を明るくする運動」、11月を「少年を守る日」「家庭の日」の運動強調月間とし、あいさつ運動、犯罪防止の啓発運動等を行います。
- 「小中生活指導研究協議会」等と連携しながら、青少年の非行防止に取り組みます。

#### **(6)薬物乱用防止の推進**

- 薬物乱用を許さない地域環境づくりをめざし、覚醒剤、大麻、危険ドラッグ、市販薬の過剰摂取が身体に及ぼす影響や危険性を周知する啓発活動に取り組みます。

### 3 地域での子育て支援、家庭教育支援の充実

青少年の健全育成を図るためには、家庭教育を基盤としつつ、地域全体で子育てを支える体制の充実が不可欠です。家庭を取り巻く環境が多様化するなか、子育て家庭が地域の中で孤立せず、安心して子育てができるよう、地域のニーズに応じた子育て支援を推進するとともに、保護者に寄り添う家庭教育支援の推進に取り組む必要があります。

#### 重点項目

- (1) 就園前の子育て支援の推進
- (2) 多様な支援がつながる相談体制づくり
- (3) 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもの生活支援や学習支援
- (4) 児童虐待防止の推進
- (5) ヤングケアラーの支援
- (6) 非認知能力の育成をはじめとする家庭教育の支援
- (7) 明るく健全な家庭づくりの推進
- (8) 家庭・学校での食育の促進

#### 具体的な施策と方向性

##### (1) 就園前の子育て支援の推進

- 就園前までの期間で相談相手がない状況をなくすため、就園前の子育て世帯の身近な相談先として、地域子育て支援拠点事業などの取り組みを実施し、ライフスタイルの多様化に伴うさまざまな子育て支援情報の提供を行うとともに、課題を抱える家庭に対し、必要に応じて関係機関と連携して対応するなど子育て支援の推進を図ります。

##### (2) 多様な支援がつながる相談体制づくり

- 複雑化・多様化した子育ての課題や自ら支援を求めることができない困難を抱える家庭にも適切に対応できるよう、保健と福祉、教育等がつながり、切れ目なく、重なり合う寄り添い支援が提供できるよう、包括的な相談支援体制のさらなる強化を図ります。

##### (3) 生活困窮世帯やひとり親世帯の子どもの生活支援や学習支援

- 経済的な格差が、教育や進学への格差につながらないよう、学習支援の充実を行い、必要な人へ必要な支援が届くよう取り組みます。

#### **(4)児童虐待防止の推進**

- 児童虐待を社会全体で予防するため、市民に向けた広報・啓発を実施することにより地域で子どもを見守る体制を強化し、児童虐待の発生予防や早期発見及び子どもとその家庭への適切な援助につなげます。

#### **(5)ヤングケアラーの支援**

- ヤングケアラーに必要な支援につなぐため、ヤングケアラーへの理解を深める情報を発信するとともに、関係機関同士の連携や、相談しやすい環境づくり、相談支援体制の強化を進めます。

#### **(6)非認知能力の育成をはじめとする家庭教育の支援**

- 子どもの自己肯定感や自己有用感につながる非認知能力の育成をはじめ、子育てを通して親として成長し、親が子育ての喜びを実感できるよう、家庭教育に関する学習機会や情報提供を行います。

#### **(7)明るく健全な家庭づくりの推進**

- 毎月第3日曜日を「家庭の日」と定め、家庭で参加できる行事への積極的な参加を呼びかけ、明るく健全な家庭づくりを推進します。

#### **(8)家庭・学校での食育の促進**

- 八尾市食育推進計画に基づき、家庭での食事等を通して子どもの健康で心豊かな生活の実現をめざします。
- 子どもへの食育を進めるために、学校における取り組みを情報発信します。

## 4 青少年の社会活動への参加促進

青少年が社会活動に参加し、多様な人々と交流することは、社会性や自立性、協調性などを育むうえで大切なことであるから、青少年の豊かな人間関係を広げ、将来の成長の基盤となるよう、青少年が積極的に社会活動に参加できる場と機会の提供に努めていく必要があります。

### 重点項目

- (1) 青少年リーダーの養成
- (2) ボランティア活動などへの参加の促進
- (3) 文化・芸術等に親しむ機会の充実
- (4) 各種スポーツ事業の充実
- (5) 野外活動体験・レクリエーション等の充実

### 具体的な施策と方向性

#### (1) 青少年リーダーの養成

- こども会活動の活性化を通じて、多様な活動の場を提供するとともに、地域で積極的にリーダーシップを発揮できる青少年を育成するため、青少年育成連絡協議会が主催する「ジュニアリーダー養成研修会」、「リーダースクール」を支援し、修了生の地域活動への積極的な参加を促進します。

#### (2) ボランティア活動などへの参加の促進

- 青少年が学んだことを地域や学校等で活躍できるように「人材バンク」への登録を促すとともに、各地域や学校が活用しやすい情報の発信等による活躍の場づくりを支援します。
- 市の行事(はたちのつどい)等に、青少年が企画・運営のスタッフとして参画し、社会貢献への機会を提供します。

#### (3) 文化・芸術等に親しむ機会の充実

- 芸術文化活動の有機的なネットワーク(やおうえるかむコモンズ)形成に向けた取り組みの実施を通じて、文化・芸術等に親しむ機会を提供します。

#### **(4)各種スポーツ事業の充実**

- 各スポーツ協会等の関係団体が、青少年が参加しやすいスポーツに参加する機会を提供するとともに、スポーツを通じた交流により、社会性や協調性を養う機会を提供します。

#### **(5)野外活動体験・レクリエーション等の充実**

- 大畑山野外活動センターにおける自然の中での共同作業やレクリエーション等の体験を通じて、生活技術の習得や協調性を養う機会を提供します。